

カーボンニュートラルコンビナート構築促進補助金交付要綱

制定 令和5年6月9日
最終改正 令和8年7月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、カーボンニュートラルコンビナート構築促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、2050年カーボンニュートラルを原動力とした本県産業の成長・発展を図るため、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）が行う補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る経費の一部を補助することにより、脱炭素社会の産業拠点として地域経済を牽引する「カーボンニュートラルコンビナート」の構築を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「コンビナート企業」とは、岩国・大竹地域、周南地域及び宇部・山陽小野田地域における「コンビナート企業連携検討会議」（以下、「地域会議」という。）を構成する企業をいう。

(補助事業)

第4条 補助事業は、県内コンビナートの二酸化炭素排出削減や次世代燃料・素材の供給基地化につながる「カーボンニュートラルコンビナート構築促進事業」とする。

(補助事業の区分等)

第5条 補助事業の区分、細区分、要件、補助限度額、補助率及び事業期間は別表1のとおりとする。

2 補助対象経費は別表2のとおりとする。

(補助事業者)

第6条 補助事業者は、コンビナート企業又はコンビナート企業を含む複数の構成員（個人を除く。）による事業グループとする。ただし、設備投資事業、研究開発・実証試験事業（連携創出支援枠を除く。）は、コンビナート企業の構成員は2社以上とする。

2 前項の補助事業者（事業グループである場合には、その構成員（以下「構成員」という。））は、以下のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 山口県税の滞納をしていないこと。

(2) 山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第37号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団との関係を有しない者であること。

3 補助事業者が事業グループである場合は、当該事業グループを代表する者（以下「代表申請者」という。）を定めなければならない。

- 4 代表申請者（補助事業者がコンビナート企業の場合は、その者。以下同じ。）は、補助を受けようとする設備投資事業、研究開発・実証試験事業（研究開発を研究所・学術機関等で行う必要があるものを除く。）を行う事業所を県内に置くコンビナート企業でなければならない。
- 5 補助金の交付に係る申請、補助金の配分等については代表申請者が行うものとする。
- 6 規則第11条に基づく実績報告書を作成するに当たっては、代表申請者が構成員の契約発注、支払関係の証拠書類等を準備するものとする。
- 7 研究開発・実証試験事業に限り、代表申請者以外の構成員であって、交付申請日までに地域会議に加盟する企業をコンビナート企業とみなす。

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

- 2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定める。
- 3 補助事業者は、規則第3条第1項の申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

- 第8条 知事は、規則第4条第1項に基づく交付の決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 2 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の変更等に係る承認の申請等）

- 第9条 規則第8条第1項の規定により補助事業の内容又は経費の配分に係る変更承認を受けようとする場合の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。
- 2 規則第8条第1項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第3号様式によらなければならない。
 - 3 規則第8条第2項の規定により知事へ提出する書類は、別記第4号様式によらなければならない。

（軽微な変更の範囲）

- 第10条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 補助対象経費の配分の変更（別表2に掲げる費目ごとの金額について、30パーセントを超える増減を伴うものを除く。）

- (2) 補助の目的及び能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量、規格、機械等の仕様並びにその他の補助事業の細部の変更。

(実績報告)

第11条 規則第11条の実績報告書は、別記第5号様式によらなければならない。

- 2 第1項の実績報告書は、補助事業の完了の日又は規則第8条第1項の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して10日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、規則第11条に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の支払等)

第12条 規則第12条の規定による通知に基づき補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、別記第6号様式を知事に提出しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第13条 規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第7号様式によらなければならない。

- 2 知事は、規則第18条第1項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 3 補助事業者は、事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 5 前項の取得財産管理台帳は、別記第8号様式によらなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告書は、別記第9号様式によらなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の事業化)

第15条 補助事業者は、補助事業の県内での事業化に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後20日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の事業化に向けた活動状況について、知事に事業化活動状況報告書を提出しなければならない。

3 前項の事業化活動報告書は、別記第10号様式によらなければならない。

(知的財産権に関する届出)

第16条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等（以下「知的財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条第3項の規定による事業化活動状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月14日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

区分	細区分	要件	補助 限度額	補助率	事業 期間
設備投資 事業	フィジビリティスタディ枠	設備・施設整備を行う事業（コンビナート企業 2 社以上を含む複数の企業等が連携して実施するものに限る。）の実現可能性を調査する事業であって、以下の要件を満たすもの。 ・「地域会議」においてコンセンサスを得た事業であること。	事業期間合計で 50,000 千円	2 / 3 以内	最長 2 年間
	設備・施設整備枠	設備・施設整備を行う事業（コンビナート企業 2 社以上を含む複数の企業等が連携して実施するものに限る。）であって、以下の要件を満たすもの。 ・「地域会議」においてコンセンサスを得た事業であること。 ・事業の実現可能性が評価された事業であること。	事業期間合計で 500,000 千円	1 / 3 以内	最長 5 年間
研究開発・ 実証試験 事業	連携創出支援枠	先導的、先進的な取組の事業化に向け、研究開発・実証試験又は実証試験を行う事業（コンビナート企業の連携事業の創出に繋がるものに限る。）。	事業期間合計で 100,000 千円 (150,000 千円)	1 / 2 以内	最長 3 年間 (4 年間)
	研究開発・ 実証試験枠	先導的、先進的な取組の事業化に向け、研究開発・実証試験又は実証試験を行う事業（コンビナート企業 2 社以上を含む複数の企業等が連携して実施するものに限る。）。	事業期間合計で 300,000 千円	2 / 3 以内	最長 4 年間
	設備・施設 整備枠	連携創出支援枠又は研究開発・実証試験枠の成果を活かした事業（コンビナート企業 2 社以上を含む複数の企業等が連携して実施するものに限る。）の実施に必要な設備・施設の整備を行う事業。	事業期間合計で 500,000 千円	1 / 3 以内	最長 5 年間

※ 1 他の補助金等の交付を受けて行われる事業（交付の対象となる経費が重複するもの。）でないこと。

※ 2 連携創出支援枠の（ ）内の補助限度額、事業期間は、事業が事業期間中にコンビナート企業 2 社以上を含む複数の企業等で連携して実施となった場合に適用。

別表 2（第 5 条及び第10条関係）

1 設備投資事業

（1）フィジビリティスタディ枠

費目	費目内訳	補 助 対 象 経 費
人件費	人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に係る人件費
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員に係る賃金等
委託費	委託料	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者等に委託するために必要な経費
事業費	旅 費	1 事業を実施するために必要な職員等の旅費 2 専門家等からの技術指導を受ける際の専門家旅費
	謝 金	事業において、専門家等からの技術指導を受ける際の専門家謝金
	使用料及び賃借料	事業を実施するために必要な機器、装置、クラウド等の使用料、会場借料等に要する経費
	外注費	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者等に外注するために必要な経費
	消耗品費	事業を実施するために必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費（事務用品等の汎用性の高いものを除く。）
	印 刷 製本費	事業成果報告書等の印刷製本に要する経費
共 同 事業費	共 同 事業費	代表申請者以外の構成員が事業を実施するために必要な経費（当該経費の算定にあたっては、代表申請者に準じて行う。）
その他	その他	事業を実施する上で特に必要と認められるもの

（2）設備・施設整備枠

費目	費目内訳	補 助 対 象 経 費
設計費	設計費	事業を実施するために必要な設計に要する経費
設備費	設備費	1 事業を実施するために必要な機械装置、工具器具、建築材料等の購入、製造（改修を含む。）、据付、借用又は修繕等に要する経費（当該事業に係る土地の取得を除く。） 2 事業を実施するために必要な機械装置、工具器具、建築材料等を製造（改修を含む。）する場合の原材料・部品等の購入に要する経費
工事費	工事費	事業を実施するために必要な工事に要する経費
共 同 事業費	共 同 事業費	代表申請者以外の構成員が事業を実施するために必要な経費（当該経費の算定にあたっては、代表申請者に準じて行う。）
その他	その他	事業を実施する上で特に必要と認められるもの

2 研究開発・実証試験事業

(1) 連携創出支援枠及び研究開発・実証試験枠

費目	費目内訳	補助対象経費
人件費	人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に係る人件費
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員に係る賃金等
委託費	委託料	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者等に委託するために必要な経費（委託費の合計額が、補助事業費の合計額の2分の1以内の額であること。）
設計費	設計費	事業を実施するために必要な設計に要する経費
設備費	設備費	1 事業を実施するために必要な機械装置、工具器具、建築材料等の購入、製造（改修を含む。）、据付、借用又は修繕等に要する経費（当該事業に係る土地の取得を除く。） 2 事業を実施するために必要な機械装置、工具器具、建築材料等を製造（改修を含む。）する場合の原材料・部品等の購入に要する経費
工事費	工事費	事業を実施するために必要な工事に要する経費
事業費	謝金	事業において、専門家等からの技術指導を受ける際の専門家謝金
	旅費	1 事業を実施するために必要な職員等の旅費 2 専門家等からの技術指導を受ける際の専門家旅費
	研修費	事業に関連する専門知識の習得や技術の向上を図るための研修会の開催等に要する経費
	役務費	1 事業に必要な機械装置の保守等に要する経費 2 事業に必要なデータの通信等に要する経費
	原材料費	1 事業に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費 2 実験、分析等を行うための材料等の購入に要する経費
	使用料及び賃借料	事業を実施するために必要な機器、装置、クラウド等の使用料、会場借料等に要する経費
	外注費	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者等に外注するために必要な経費
	消耗品費	事業を実施するために必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費（事務用品等の汎用性の高いものを除く。）
	特許出願等経費	日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る手数料並びに弁理士に要する経費
共同事業費	共同事業費	代表申請者以外の構成員が事業を行うために必要な経費（当該経費の算定にあたっては、代表申請者に準じて行う。）
その他	その他	事業を実施する上で特に必要と認められるもの

(2) 設備・施設整備枠

費目	費目内訳	補助対象経費
設計費	設計費	事業を実施するために必要な設計に要する経費
設備費	設備費	1 事業を実施するために必要な機械装置、工具器具、建築材料等の購入、製造（改修を含む。）、据付、借用又は修繕等に要する経費（当該事業に係る土地の取得を除く。） 2 事業を実施するために必要な機械装置、工具器具、建築材料等を製造（改修を含む。）する場合の原材料・部品等の購入に要する経費
工事費	工事費	事業を実施するために必要な工事に要する経費
共同事業費	共同事業費	代表申請者以外の構成員が事業を実施するために必要な経費（当該経費の算定にあたっては、代表申請者に準じて行う。）
その他	その他	事業を実施する上で特に必要と認められるもの

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度 カarbonニュートラルコンビナート構築促進補助金交付申請書

事業を下記のとおり行いますので、山口県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の名称

2 事業区分（以下、該当枠に○印）

- ①設備投資事業のうち、フィジビリティスタディ枠／設備・施設整備枠
- ②研究開発・実証試験事業のうち、連携創出支援枠／研究開発・実証試験枠／設備・施設整備枠

3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

別紙1 補助事業計画書 総括表のとおり

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

4 事業の内容及び事業に要する経費の配分並びに補助金算出の根拠

別紙2 補助事業計画書のとおり

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 添付書類

- (1) 補助事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) その他必要書類

補助事業計画書 総括表

1 実施体制

申請者（代表申請者） （構成員①）	名称			
	所在地	〒		
	担当者部署・役職・氏名			
	電話番号		E-mail	
	地域会議加盟状況			
構成員②	名称			
	所在地	〒		
	担当者部署・役職・氏名			
	電話番号		E-mail	
	地域会議加盟状況			
構成員③	名称			
	所在地	〒		
	担当者部署・役職・氏名			
	電話番号		E-mail	
	地域会議加盟状況			
構成員④	名称			
	所在地	〒		
	担当者部署・役職・氏名			
	電話番号		E-mail	
	地域会議加盟状況			

2 実施計画

事業の名称						
事業実施場所						
事業期間						
事業区分 (該当を囲む)	設備投資事業：フィジビリティスタディ枠／設備・施設整備枠 研究開発・実証試験事業：連携創出支援枠／研究開発・実証試験枠／ 設備・施設整備枠					
事業概要						
補助申請額	(単位：千円)					
区 分	年度	年度	年度	年度	年度	合計
補助事業に要する経費						
補助対象経費						
補助金交付申請額						

事業の目標	(総括)	
地域経済への波及効果	(設備投資事業の場合、必ずしも記載する必要はない)	
	CO ₂ 削減効果	(短期的視点) (中長期的視点)
事業の将来性・先導性・先進性		
事業化の見通し		
その他特記事項		
地域会議でのコンセンサス (設備投資事業のみ)	有 ・ 無	

補助事業計画書

1 現状・課題

現	状

課	題

2 事業の内容

これまでの状況

事業の内容												
全体事業内容												
【全体工程表】												
年度 項目	年度			年度			年度			年度		
【事業内容】												
【目標・期待される効果】												
年度別事業内容												
◎ 年度												
【工程表】												
月 項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
【事業内容】												
【目標・期待される効果】												

事業の将来性・ 先導性・先進性	

事業実施体制等					
【体制図】					
【構成員の役割等】 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 な 役 割</td> <td></td> </tr> </table>		名 称		主 な 役 割	
名 称					
主 な 役 割					
【その他体制面での特徴等】					

経 費 内 訳				
【全体計画】 今年度の詳細は、別紙３（補助事業に係る収支予算書）のとおり。 （単位：千円）				
区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	
年度				
年度				
年度				
合計				
■収入内訳 （単位：千円）				
区 分	補助事業に 要する経費	資 金 内 訳		
		県補助金	自己資金	その他 （借入金等）
年度				
年度				
年度				
合計				

3 事業化の見通し

(1) 事業化する市場の動向分析

(2) 成果の事業化

【事業化のイメージ及び実現性】

【事業化までの工程】

計画内容	年度	年度	年度	年度

【事業化の効果】

区 分	年度	年度	年度	合計
売 上				
設 備 投 資				
雇 用				

【県内経済への波及効果】

(3) その他特記事項

補助事業に係る収支予算書

1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

(単位：円)

区 分	全 体 計 画	う ち 年 度
(1) 補助事業に要する経費		
(2) 補 助 対 象 経 費		
(3) 補 助 金 交 付 申 請 額		

2 補助事業経費（全体計画）

(単位：円)

年度	費 目	主な種別	主な仕様	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補 助 金 交 付 申 請 額
年度						
	小 計					
年度						
	小 計					
	年 度 計					
年度						
	小 計					
	年 度 計					
合計						

3 経費支出内訳 (年度)

(単位：円)

費目	種 別	仕 様	単位	数量	単価	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補助金交付 申請額	備 考
小 計									
小 計									
小 計									
小 計									
小 計									
合計									

(資金調達内訳)

(単位：円)

補助事業に 要する経費	県補助金	自己資金	その他 (借入金等)

※共同事業費を計上する場合は、別紙4（共同事業費説明書）を作成のこと。

別紙4 共同事業費説明書

1 共同事業費の概要

相手先	
内 容	
経 費	
期 間	
特記事項	

2 経費内訳

(単位：円)

費目	種 別	仕 様	単位	数量	単 価	金 額	備 考
	小 計						
	小 計						
	小 計						
	小 計						
	小 計						
合 計							

※共同事業の対象となる経費は、補助対象経費と同様。

年 月 日

山口県知事

様

郵便番号
申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度 カarbonニュートラルコンビナート構築促進補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあった
事業の内容を下記のとおり変更したいので、山口県補助金等交付規則第8条第
1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

3 変更後の事業に要する経費及び補助金交付申請額

別紙1 補助事業計画書 総括表（変更後） のとおり

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

4 変更後の事業の内容及び事業に要する経費の配分並びに補助金算出の根拠

別紙2 補助事業計画書（変更後） のとおり

5 添付書類

当初交付申請時の添付書類に準ずる

（注）別紙1～4の様式は、当初交付申請時のものと同様。（表題に（変更後）を追加すること。）

1 補助事業の内容（変更部分）

変 更 前	変 更 後

2 補助対象経費の配分

（単位：円）

経費区分	事業に要する経費		補助対象経費		補助金交付申請額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
合 計						

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度 カarbonニュートラルコンビナート構築促進補助金
補助事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあつた
事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、山口県補助金
等交付規則第8条第1項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

中止： 年 月 日 ～ 年 月 日

廃止： 年 月 日

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度 カarbonニュートラルコンビナート構築促進補助金
補助事業遅延報告書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあつた事業について、下記のとおり事業に遅延が生じたので、山口県補助金等交付規則第8条第2項の規定により報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等の発生までに事業に要した経費
- 4 遅延等に対して講じる措置
- 5 事業の遂行及び完了の予定

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度 カarbonニュートラルコンビナート構築促進補助金実績報告書

年 月 日付指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあった
事業について、下記のとおり事業を完了（廃止）したので、山口県補助金等交
付規則第11条の規定により報告します。

記

1 事業完了（廃止）年月日

年 月 日

2 事業の成果

3 事業実績報告書

別紙1のとおり

4 添付書類

- (1) 補助事業の内容を明らかにする書類
- (2) 補助事業の収支状況を明らかにする書類

事業実績報告書

1 補助事業の名称

2 補助事業者

3 補助事業の成果（総括）

4 補助事業の内容及び実績

【事業化の効果（採択年度以降、見込みを含む。）】 （単位：件数、千円、人）

区 分	年度	年度	年度	合計
事業化件数				
売 上				
うち県内				
設 備 投 資				
うち県内				
雇 用				
うち県内				

※売上には有償サンプル等も含む。
 ※「うち県内」欄には県内企業の売上、設備投資、雇用を記載する。

※補助事業計画書の内容に添って、補助事業の実績を記載すること。

5 補助事業に係る収支状況

(1) 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金申請額

(単位：円)

区 分	全 体 計 画	う ち 年 度
① 補助事業に要する経費		
② 補 助 対 象 経 費		
③ 補 助 金 申 請 額		

(2) 補助事業経費（全体計画）

(単位：円)

年度	費 目	主な種別	主な仕様	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補 助 金 申 請 額
年度						
	小 計					
	小 計					
	年 度 計					
年度						
	小 計					
	小 計					
	年 度 計					
年度						
	小 計					
	小 計					
	年 度 計					
合計						

(3) 経費支出内訳 (年度)

(単位：円)

費目	種 別	仕 様	単位	数量	単価	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補助金 交付申請額	備 考
小 計									
小 計									
小 計									
小 計									
小 計									
合計									

(資金調達内訳)

(単位：円)

補助事業に 要する経費	県補助金	自己資金	その他 (借入金等)

※共同事業費を計上する場合は、別紙2（共同事業費説明書）を作成のこと。

別紙2 共同事業費説明書

1 共同事業費の概要

相 手 先	
内 容	
経 費	
期 間	
特記事項	

2 経費内訳

(単位：円)

費目	種 別	仕 様	単位	数量	単 価	金 額	備 考
	小 計						
	小 計						
	小 計						
	小 計						
	小 計						
合 計							

※共同事業の対象となる経費は、補助対象経費と同様。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度 カarbonニュートラルコンビナート構築促進補助金
(精算払・概算払) 請求書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により額の確定（交付決定）のあった 事業について、カarbonニュートラルコンビナート構築促進補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

なお、交付決定通知書の内容及び条件は、すべてこれを了承します。

記

(精算払・概算払) 請求金額 金 円也

(請求額算定表)

区 分	金 額 (円)
交 付 決 定 額	
補 助 金 の 確 定 額	
補 助 金 受 領 済 額	
今 回 の 請 求 額	
残 額	

(振込口座)

金 融 機 関 名	
預 金 口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 (カタカナで記入)	

年 月 日

山口県知事

様

郵便番号
申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度 カarbonニュートラルコンビナート構築促進補助金に係る
財産処分承認申請書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあつ
た 事業について、当該事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、
山口県補助金等交付規則第18条の規定により申請します。

記

1 取得財産の品目及び取得年月日

2 取得価格及び時価

3 処 分 の 方 法

4 処 分 の 理 由

第8号様式（第13条関係）

取得財産等管理台帳

区分	財 産 名 (取得年月日)	規格	単位	数量	単 価 (円)	金 額 (円)	保管場所

（記載注意）

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効果の増加価格が規則第18条に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は（イ）原材料（ロ）構築物（ハ）機械装置・工具器具（ニ）無体財産権（知的財産権等）（ホ）その他とすること。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載のこと。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

山口県知事

様

郵便番号

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

年度 カarbonニュートラルコンビナート構築促進補助金に係る
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあつた
事業について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、
Carbonニュートラルコンビナート構築促進補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除額 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除額 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 所在地
名 称
代表者氏名

カーボンニュートラルコンビナート構築促進補助金に係る事業化活動状況報告書

年 月 日付け指令 産業脱炭素第 号により交付決定のあつた 事業について、カーボンニュートラルコンビナート構築促進補助金交付要綱第15条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

1 県内での事業化に向けた活動状況等

【活動状況】	
年 月	具 体 的 な 内 容

【今後の活動方針】

【県内での事業化の目途】

2 知的財産権の出願等の状況

出願番号	出願日	出願人	出願内容

3 事業化

(単位：百万円、人)

事業化内容 (主たる製品)							
年 度		年度	年度	年度	年度	年度	合計
事業化件数							
売上	うち県内						
設備投資	うち県内						
雇用	うち県内						

※売上には有償サンプル等も含む。

※「うち県内」欄には県内企業の売上、設備投資、雇用を記載する。